

No. 259 平成 22 年 4 月

行政書士

しずおか

中小企業のパートナーとして！
事業承継と行政書士



静岡県行政書士会

趣味のページ

沼津支部 中里会員撮影



北アルプス



明神池の踊り子



覚円峰

事業承継と行政書士（中小企業のパートナーとして）

静岡県行政書士会副会長 岸本 敏和

一昨年来より続く未曾有の経済不況のなか、私たち行政書士の顧客である中小企業は経営の危機に直面しています。事業の安定性や継続性が危ぶまれています。ただでさえバブル経済崩壊後、中小企業を取り巻く経済環境は非常に厳しい状況のなかにあったわけですが、ここにきて一段とその景況感は過酷なものになっています。この世界同時不況が襲来する以前の2006年時点での中小企業数は420万社。20年前の1986年に全国で532万社の中小企業があったわけですから、20年間で112万社もの中小企業が市場から消え去ったこととなります（中小企業庁調べ）。さらに現在の厳しい経済情勢が、多くの中小企業の前に立ちはだかっているわけですから、予断は許されません。

また、市場から消え去った理由の中には、経済不況も然る事ながら後継者へのバトンタッチが思うようにいかずに事業を閉鎖したものもあります。

創業者の能力が発揮できる期間は30年という説があります。確かに30歳代で創業するとしますと、能力的にも体力的にも60歳代が限界かもしれません（もちろん個人差はありますが）。創業から30年を超える寿命を保っている企業の生存率は2%という調査からも、2代目以降への事業承継がいかに難しいかということがわかります。

先程述べましたように中小企業数は420万社。これは全企業数の99.7%を占めます。またそこで働く労働者数は2,800万人で全労働者数の71%です。文字通り、我が国経済の屋台骨を支えているのが中小企業であります。

中小企業には、

- 1) 伝統的な技術や技能の保存
- 2) 大手企業の真似できない良品少量生産
- 3) 独創的なアイデアや試作、実験
- 4) 小回りの利く顧客対応サービス
- 5) 指示命令システムの単純性
- 6) 家族的経営による結束力
- 7) 大企業に比べフレキシブルな経営が可能

等々、大企業には無い強みがあります。小資本であるからこそ工夫され、蓄積された英知が詰まっています。我が国の社会・経済は、明治期に始まる殖産興業の時

代から、大企業と中小企業の両輪で牽引されてきました。それは今も未来も変わることはない構造であると考えます。

故に我が国の社会・経済の持続性・発展性を考えたとき、中小企業の存在を途絶えさせてはいけないこと

はもちろん、むしろ積極的に事業継続を可能とする制度や法律の整備が望まれていました。

そこで国は、中小企業が持つ技術力やノウハウ・商品・製品等を事業承継ができないばかりに閉ざしてはいけないと会社法（平成18年5月1日施行）・経営承継円滑化法（平成20年10月1日施行）・改正産業活力再生特別措置法（平成21年6月22日施行）と事業承継を支援する法整備をしてきました。

ここからが本稿の本題に入るわけですが、上記のような法制度を利用して、中小企業の事業承継の指導・助言・書類作成等を行政書士として実践するための初歩的知識につきまして述べてさせていただきます。ただし、本稿には誌面の限りがございますので、詳細に解説するというのではなく、それぞれ上記の3つの法制度の要旨を掴んで頂いて皆様の業務の一助になればと考え寄稿いたします。

1. 会社法

会社法の一つの特徴は「定款自治の原則」が貫かれています。定款は法令に違反しない限り、株主総会の特別決議で自由に変更することができます。（*特別決議＝議決権を行使できる株主の過半数が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の決議）

会社法のもう一つの特徴は、種類株式が拡充されたことです。種類株式とは、優先株式・劣後株式、議決権制限株式、譲渡制限株式、取得請求権付株式、取得条項付株式、全部取得条項付種類株式、拒否権付株式、役員選任権付株式等です。会社を守ったり、スムーズな事業承継を考えた場合、この種類株式を会社の実情に合わせて組み合わせる必要があります。この種類株



式を発行するには上記の株主総会による定款変更が必要になります。

以下に、どのような種類株式があるか見てみましょう。

①優先株式・劣後株式

優先株式とは、自益権（配当請求権・残余財産分配請求権）について他の株式に優先した請求権をもつ株式。劣後株式とは、他の株式に劣後した自益権の請求権をもつ株式。つまり優先株主の場合には、他の株主よりも先に配当や残余財産の分配を受け、劣後株主の場合には他の株主より後に配当や残余財産の分配を受けることとなります。

②議決権制限株式

議決権制限株式には、1) 議決権の全くない完全無議決権株式と2) 一部の事項について議決権のない議決権制限株式があります。

事業承継においては、この1)の議決権のない完全無議決権株式を利用する方法が考えられます。例えば、相続によってオーナー株主が持つ株式が、経営とは関係のない者に株式が分散します。このことを防ぐために、あらかじめ普通株式と議決権制限株式に分けておき、贈与税とのバランスを勘案しながら、生前贈与によって事業を承継する後継者に普通株式を譲渡し、そうでない者に議決権制限株式を譲渡することによって議決権の分散を防ぐことができます。（もちろん遺言による譲渡も有効です。）

③取得請求権付株式

株主が会社に対して、自分の持つ株式の取得を請求することが出来る権利をもっている株式です。この株式は結果的に分散した株式を集中させることにも利用できます。

④取得条項付株式

会社が株主に対し、株式を取得する権限をもっている株式のことです。議決権制限株式に取得条項をつけて、いつでも普通株式に転換できるようにしておくことも可能です。複数の後継候補者がいる場合、すべての議決権制限株式に取得条項付株式をつけて贈与をしておいて、後継者が確定した段階で、後継者の持つ株式を議決権制限株式から普通株式に替えれば後継者だけが議決権を得ることができます。また、後継者以外

の者に相続させる株式を取得条項株式にしておくことによって、会社はいつでもその株式を買い取ることができます。

⑤全部取得条項付種類株式

株主総会の特別決議により会社が強制的に株主から買い取ることが出来る内容の種類株式です。経営上好ましくない株主がいる場合や、株式が分散している場合において既存の株式を会社が取得することにより経営権の集中が可能になります。但し、この全部取得条項付種類株式に変更して、経営権が集中した場合、少数株主の権利が著しく侵害されるような場合には、株主総会の特別決議が取消しの対象となることもありますので、慎重な準備・検討が必要です。

⑥拒否権付株式

経営に関し重要な事項（取締役の選任・解任、合併・事業譲渡等）は、株主総会の決議が必要ですが、それとともに種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がないと議決されない株式のことです。

例えば、後継者に株式の大半を移動させたあと、「後継者が本当に大丈夫なのか?」「従来どおり事業を推進させてくれるだろうか?」と先代経営者が憂慮する場合、先代経営者が、拒否権付株式を1株でも保有すれば、経営に関し重要な事項に関し、決定権をもちます。ただし、相続でこの株式が後継者以外に渡ってしまいますと、たいへんなことになってしまいますので、遺言によって後継者に相続させるか、相続事由発生時に無効になるよう設定しておくべきです。

⑦役員選任権付株式

この株式を発行した場合は、株主総会で役員を選任することではなく、種類株主総会で役員を選任することになります。拒否権付株式と同様にオーナーがこの株式を保有すれば、後継者の暴走にも一定の歯止めをかける事ができます。役員の選任だけでなく、解任も種類株主総会の決議によりますので、簡単に解任されないようにすることもできます。また拒否権付株式と同様に、相続については注意が必要です。

以上で会社法における種類株式の説明は終わりますが、定款作成・変更は行政書士の業務のひとつであります。種類株式を使い、またその組み合わせを指導することは、行政書士が中小企業の事業承継を支援することにもつながってきます。

2. 経営承継円滑化法

経営承継円滑化法では、事業承継における対策として以下の支援措置を定めています。

①遺留分に関する民法特例

ア. 除外特例

経営者が遺言や生前贈与によって後継者に株式や事業用資産を承継させようとする、非後継者の相続人の遺留分を侵害してしまふことがあります。

非後継者の相続人から遺留分を主張されて紛争になったり、結果として株式が分散してしまい、後の事業遂行の上で障害になる可能性もあります。このようなことを避けるために、後継者を含む相続人全員の合意により、先代の経営者から後継者に贈与された自社株式等の事業用資産について、遺留分減殺の対象から除外するなど、株式の分散化を防止することがしやすくなりました。

今までも、遺留分の放棄は民法で認められていました。しかし、放棄しようとする相続人が各自で家庭裁判所に申し立てをしなければなりません。上記の特例は、相続人全員の同意があれば後継者ひとりの申請でできるようになりました。

イ. 固定特例

後継者が生前贈与された株式を保持して会社を経営し、後継者の努力で自社株の評価額が上昇したにもかかわらず、相続財産全体の評価額が増え、非後継者の相続人の遺留分が増えてしまうと、後継者の貢献に対して不公平なことから、これを防ぐために遺留分算定の基礎財産に算入する自社株の価額を合意時に固定化することで、後継者の努力で株価が上昇したときの後継者の貢献分を確保することが可能になりました。しかし、株価が下落した場合は、非後継者の遺留分割合が増えることもありますので注意が必要です。

②金融支援措置

資金調達に関しては、この法律にア. 中小企業信用保険法の特例、イ. 日本政策金融公庫法の特例を定め、事業承継の際に受けられる融資の枠を拡大し、また、融資の対象を事業者だけでなく経営者個人まで広げることにより承継の際の資金調達が受けやすくなるようになりました。

以上のような遺留分における特例の知識は事業承継を扱う上で必須の知識となります。具体的な手続方法を学ぶ必要があります。

3. 改正産業活力再生特別措置法

この法律の特徴の一つは、財務状況が悪化している会社が、会社分割または事業譲渡によって収益性のある事業等を、他の企業（第二会社）に承継させることにより、会社の再生を支援することです。以前より第二会社に採算部門を事業譲渡（会社分割）し、不採算部門の切離しをおこなって会社を再生させる方法は取られてきました。しかし、従来の方法ですと、建設業や貨物運送事業等許認可を必要とする事業は、許認可に空白期間が生ずることにより、その間の事業を中断せざるを得なくなることや入札等の参加手続きに参入できない等の不具合がありました。

この法律が適用になりますと、旧会社が保有していた許認可や旧会社が認定を受けている事業計画等も承継されます。建設業では経営審査の評点も引継ぎとなります。対象となる業種は以下の通りです。

- ・建設業
- ・旅館業
- ・貨物自動車運送事業
- ・旅客自動車運送事業
- ・火薬類製造、販売業
- ・熱供給事業
- ・ガス事業

以上、誌面の都合上から詳細は割愛させていただきます。

詳しくは本年3月11日の静岡県行政書士会講習会における「産活法と行政書士」の講習資料及び日本行政書士会連合会発行の「さんかつ法 産業活力再生特別措置法 建設業版」リーフレット等をご覧ください。

この法律における行政書士の関わり方としましては、以下の4つの段階での関与が想定されます。

1. 「事前手続の段階」

許認可の承継手続（新規申請、譲渡申請等）の事前相談を受託する。

（所要審査期間等スケジュール調整、許認可にかかる審査基準・要件の説明、条件整備の対策、運転資金等資金計画の算定等）

2. 「主務大臣への計画申請の段階」

計画申請に添付される許認可申請書の作成、提出代理、追加申請・補正等の対応、ヒアリング指導等。

また、許認可の見込みについて所見を述べるができる。

3. 「事業・許認可後の承継段階」

認定後第二会社の設立手続、管理者の選任手続、資産の移転に伴う手続（自動車の名義変更登録等）、諸管理規定の策定支援、従業員の指導等事業開始のための諸対応。

4. 「第二会社による事業承継後の段階」

第二会社による事業承継後、アフターフォロー（許認可庁の監査対応、決算変更報告、経営審査手続、その他の諸手続き等の作成業務）を通じ認定条件が満たされているかどうかをチェック。

以上述べてきましたように、事業承継に関しては行政書士がさまざまなシーンで活躍できると確信しております。もちろん行政書士ですべて処理できるものではなく、弁護士・会計士・税理士・中小企業診断士・社会保険労務士等々の法律専門職や金融機関等との協働作業にはなろうかと思えます。しかし、積極的にこの分野に挑戦することで、行政書士の職域拡大と“社

会的有用性”の確立に繋がることであろうと考えます。中小企業により良き相談相手となることもこれからの行政書士に求められることのひとつです。

複雑化する経済活動に伴い、行政書士の業務の分野でも新種の事業の出現、既存事業の変革、個人の価値観の変化、自由競争の到来と行政書士を取り巻く環境は、大変目まぐるしく変化してきており、十年一日のごとく過ごしていれば、たちどころに顧客から見放されてしまうこととなります。日常の業務を遂行しながら常に、たゆまざる知識の習得と学習が必要となります。中小企業のパートナーを目指して、共に頑張りましょう。



新入会員研修会

日時 平成22年 3月24日(水)
10時00分から18時30分

会場 もくせい会館 2階第1会議室

受付 総務委員会 渡邊政年委員
松浦富雄委員
白井正則委員

司会 理事 鈴木道夫総務部総務委員長

時間	講 義 内 容	担 当 及 び 講 師
10:00	開会の挨拶	常 任 理 事 加 藤 修 総務部長
10:05	日程及び資料の説明	理 事 小 池 晴 伸
10:10	会長挨拶	会 長 堀 内 昭 次
10:20	静岡県法規室長の紹介 静岡県総務部文書局法規室長挨拶	司 会 者 鈴 木 道 夫 法 規 室 長 山 崎 章 二 様
10:25	倫理綱領唱和	副 会 長 神 尾 睦
10:35	法規室主幹講義 コンプライアンスについて	法 規 室 主 幹 岡 本 玲 様
11:00	講 義 ○行政書士の倫理と責務 (実務上の注意事項について) ○行政書士会組織・運営について ○住民票、戸籍謄本等職務上請求書について ○日本行政書士政治連盟について	理 事 緒 方 博 幸 総 務 委 員 白 井 正 則 総 務 委 員 松 浦 富 雄 静政連幹事長 神 尾 睦
11:50	質疑応答	
12:00	昼食及び休憩	
13:00	各部からの講義 Ⅰ 風俗保健国際部 (1) 風俗営業・食品営業・古物営業許可申請等 (2) 入管・渉外家事・帰化申請等等	常 任 理 事 田 中 道 博 風俗保健国際部長 副 会 長 後 藤 博 行
14:00	休憩	
14:10	Ⅱ 建設法人労務部 (1) 建設業許可申請・経営事項審査等 (2) 法人設立・医療法人設立手続等	月見里 和 夫 副 会 長 平 岡 康 弘 建設法人労務部長 常 任 理 事
15:10	休 憩	
15:20	Ⅲ 土木農地運輸環境部 (1) 農地法申請等 (2) 自動車登録手続・車庫証明申請等 (3) 産業廃棄物収集運搬業許可申請	常 任 理 事 日 内 地 孝 夫 土木農地運輸環境部長 副 会 長 鈴 木 市 代 副 会 長 我 妻 和 男
16:20	質疑応答及び要望事項について	理 事 鈴 木 道 夫 総務部総務委員長 常 任 理 事 奥 山 浩 行 コンプライアンス部長 常 任 理 事 岩 瀬 喜 臣 広報企画部長 常 任 理 事 中 山 正 道 法務経理部長
16:40	閉会の挨拶	副 会 長 岸 本 敏 和
17:00	意見交換会開会	
18:30	意見交換会閉会	

新入会員特別研修を受講して

新入会員特別研修会を終えて

静岡支部 花村美智子

平成22年3月24日、もくせい会館にて平成21年度に入会の会員を対象とした研修会が行われました。

当日私は午前9時頃に事務所へと到着し、一週間ほど前に依頼のあった株式会社設立（登録約10カ月目にして、記念すべき初仕事でした）のための書類を確認していました。私は研修会の開始時刻は10時半だと思い込んでいましたが、ふと研修会のお知らせを見るとそこには午前10時の文字が。現在9時20分過ぎ。焦りました。しかも私は普段自転車で移動しているので、当日もそのつもりでしたがあいにくの雨のため徒歩で行かなくてはなりません。ますます焦りが募ります。急いで着替え、雨の中を足早に時に小走りに会場へと向かいました。結果、10分前に会場に到着しもう既に多数の方が着席してらっしゃる中、一人慌てて一番後ろに着席しました。遅刻せずにすみ安堵したのも束の間、資料のある所に着席して下さいと注意される始末でした。

さて研修会では、午前中は主にコンプライアンスについての講義が行われました。行政書士は『街の法律家』であるから、普通よりも一層の法令遵守が求められるとの講師の方の言葉には、身が引き締まる思いがしました。業務においても普段の生活においても、常に法令遵守を心に留めおくこと、それは当たり前のことであると同時に難しいことであると気付かされました。午後は各業務部の講義が行われましたが、時間的な制約がある中での講義でしたので、全体的に広く浅い内容であったことは否めません。しかし全体的な雰囲気は理解でき、また資料が業務の流れに沿って作られていて分かり易いので、今後の業務に役立てていきたいと思えます。

5年は食えないと言われるこの業界で、正直どこまでやっていけるか不安もありますが、街の法律家としての名に恥じることはないように、この道を進んで行きたいと思えます。

新入会員特別研修会に参加して

西遠支部 中村哲也

平成22年3月24日(水)、新入会員特別研修会が、静岡市のもくせい会館にて開催されました。当日は生憎の雨となりましたが、お隣の鷹匠公園では、少しずつ桜が咲き始めており、肌寒い中でも確実に春の訪れを感じられました。

今回は、総勢38名の新入会員の方々が参加されました。私はこれまで何度か研修会に参加させて頂いておりましたが、今回は私たち新人のための研修会ということで、何か特別で身が引き締まる思いで臨ませて頂きました。

受付を済ませて席に着き、まず驚いたのは、「新入会員特別研修会テキスト」と題された分厚いテキストでした。会長のお話によると、各部長が作って下さっているとのこと、中身には主な業務の概略から書類の記載例までが細く載っており、今後の業務に大変参考となりそうです。私たち新人には大変ありがたいものだと思えます。

研修の冒頭では、県の法規室長の御挨拶がありました。そこでは、「行政書士の方々には、県民と行政との懸け橋になると共に、街の法律家として活躍して頂きたい。またADRへの取組みにも期待しています。」というお言葉を頂きました。このようなお言葉を頂き、大変ありがたく思うと同時に、責任の重さも痛感致しました。今回の研修会に限らず、通常の研修会でも述べられていることですが、コンプライアンスや倫理の意識を普段から大事にしていくことも重要であると思



いました。

業務内容の講習は、講師の方々が時間の限られた中、ポイントを押さえて具体的に講義をして下さいました。また、当日配布して頂いたテキストの他にも参考となるような書籍等も紹介して頂き、今後の業務の参考となりました。さらに、御自身の開業時からの経験談などもお話して頂きました。このようなお話は、通常の講習会では、なかなかお聞きすることができず、新入会員研修ならではの経験談などではないかと思えます。こちらは大変に参考になりました。

研修会終了後は、会場を同会館内のレストランに移し、意見交換会が行われました。こちらでは、講師の方々と御一緒にお食事をしながら、和やかな雰囲気の中でお話させて頂くことができました。日頃から疑問に思っていたことを質問したり、行政書士の仕事を長くされてこられた先輩の視点からの、業務の捉え方、考え方などをお聞きすることができ、非常に有意義な時間を過ごさせて頂きました。1時間半程の時間があつたのですが、まだまだお話をうかがいたいという状況でした。またこのような機会がありましたら、是非お願い致します。

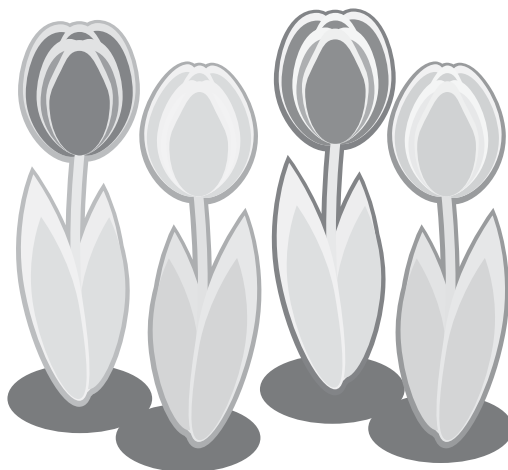
今回の研修会を振り返ると、新入会員同士の新たな出会いがあったり、絆の深まりを感じられました。また、会長始め、役員の方々とお話させて頂く時間も持つことができ、今後業務のことで何かあったときには、相談させて頂きやすくなったような気がします。業務内容の知識習得はもちろんですが、人と人とが同じ場

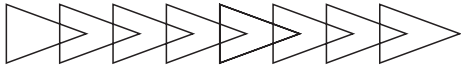


所で同じ時間を共有することで、それ以上のものが得られたのではないかと考えております。

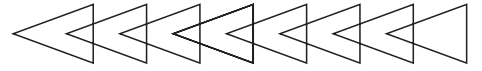
最後になりましたが、同期の皆さんとは、年齢や入会した背景は違っても、同じ年に入会したということは何かの御縁だと思いますので、これからもこの御縁を大切にお互いに切磋琢磨して行きたいと思っております。また、私たち新入会員のためにこのような研修の機会を与えて下さった行政書士会の役員の方々、そして、朝早くから受付等準備をして下さった事務局の方々、大変ありがとうございました。

私たち平成21年度新入会員は、国民の皆様のお役に立てる行政書士に成長していくため、これからもなお一層の努力をして参りますので、諸先輩方の皆様には、時に厳しく時に温かい目で今後とも御指導の程よろしくお願い致します。





講習会の要点



「相続人不存在の相続手続き」（相続財産管理人の業務）

平成22年2月25日 於 シズウェル

渉外家事国際委員（西遠支部） 杉浦 登

相続財産管理制度は、相続人なくして死亡した者をめぐる法律関係に不測の混乱が発生することを回避するためのものである。現行民法の採用する相続財産管理制度は、相続人不存在の相続財産を当然に法人とすることによって、法律上の帰属主体を創設し、その管理を家庭裁判所の選任する相続財産管理人に委ね、相続財産管理人は、相続財産の把握に務めつつ、相続財産の管理と清算を行い、他方、相続人の捜索により相続人の発見にも務め、それでも相続人が出現しないときは、最終的に相続財産を国庫に帰属させることによって、法的安定を図ろうとするものである

相続財産制度の流れ

- (1) 相続財産管理人選任の申立て

申立て権者は、検察官または利害関係人（相続債権者・受遺者・特別縁故者等）であり、申立て人は候補者を推薦することができ、候補者に特別な資格は要求されていない。
- (2) 相続財産管理人選任の審判
- (3) 相続財産管理人選任の公告（公告期間は2ヶ月）

家庭裁判所が職権で官報および裁判所の掲示場に行く。
- (4) 財産目録作成

選任の審判後、相続財産管理人は速やかに財産目録を作成し、家庭裁判所に提出する。
- (5) 相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告（公告期間は2ヶ月）

(3)の公告期間満了後、本公告を相続財産管理人が行う。

公告期間満了後、相続財産の清算（相続債権者・受遺者への弁済）を開始。

清算により残余財産が無くなれば管理は終了。
- (6) 相続人捜索の公告（公告期間は6ヶ月以上）

公告は相続財産管理人の申立てにより家庭裁判所が行う。

公告期間満了までに、相続人の出現があれば、相続人に財産を引き継ぎ、管理は終了。

(7) 特別縁故者の分与申立て

「相続人捜索の申立て」公告期間満了後の3ヶ月は自動的に特別縁故者の申立て期間となる。特別縁故者は申立て期間中に家庭裁判所に申立てを行い財産分与の審判を受ける。審判の結果は相続財産管理人に通知され、その通知に基づいて特別縁故者への財産分与を行う。

- (8) 特別縁故者に対する財産分与の申立て期間満了
- (9) 報酬付与の申立て
- (10) 残余財産を国庫に引継ぎ
- (11) 管理終了

相続財産管理人の職務

相続財産管理人の主な職務は、①相続人の捜索をなすこと、②相続財産を管理し、③債権者のために相続財産の清算を行うことである。職務遂行にあたっては、相続財産法人の代理人であるため、受任者としての一般的義務を負うことになる。つまり、善良な管理者の注意義務（民644）、受取物引渡し義務（民646）、金銭費消の責任（民647）および財産目録作成義務（民953）などである。

また、相続財産管理人は、相続財産法人の財産管理について代理権を有している。条文上その代理権限は民法103条に定める行為（保存行為、改良行為）に限られることになるが、相続財産管理人は清算手続きをもその職務とするものであるから、103条に定める狭義の管理行為のみに限らず、清算手続として必要となる管理行為についても、その権限を有するものと解されている。しかし、この範囲を超える行為は、家庭裁判所の許可が必要となる。実務としては、当該行為が権限外行為として許可が必要かどうか問題になることが多いため、行為前に家庭裁判所に相談しておくことが肝要である。

行政書士と相続財産管理人

相続財産管理人はほとんどの場合弁護士が選任されており、行政書士の本来業務でないことは明らかである。しかし、行政書士の業務である遺言書作成の支援、遺言執行を通じて行政書士が相続財産管理人に選任されることはあり得るし、身寄りのない高齢者の増加を考えると、今後増加することは十分考えられる。この場合、相続財産管理人の業務はあくまで個人として受

任することになり、選任された者の職業がたまたま行政書士であったという構図となる。したがって、職務上請求書・職印は使えないのは当然である。このことは、成年後見制度における行政書士の関わりと同じであり、注意すべきことは講習会を通じて詳細に説明されている。相続財産管理人の業務遂行に当たってもこのことを常に意識しておく必要があることは論を待たない。

東部地区土木農地業務講習会

平成22年2月23日 於 サンウェルぬまづ

東部地区7支部より71名の参加がありました。
講習会の概略について以下に記載致します。

第1部 官地の処理手続き及び質疑応答

講師 東海財務局静岡財務事務所沼津出張所 統括
国有財産管理官 木村様 他

- ・国有財産時効取得確認申請地における占有管理状態の問題点、同申請書の理由書及び説明書（個別事情の具体的な記載）記載例、事前相談の内容等

第2部 指定道路制度について

講師 沼津市都市計画部建築指導課 指導係長 秋
山様

- ・建築基準法施行規則の改正により道路の位置・種類を明示した「指定道路図」「指定道路調書」が整備され、閲覧可能となる。それにより道路に対する的確な情報提供を行う。

第3部 沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定について

講師 沼津市都市計画部計画課 土地対策係長 杉
山様

- ・災害防止及び環境保全のために市街化調整区域内の不適切な埋立て又は盛土を規制する条例を新たに制定し、対象となる土地の盛土には申請及び許可を必要とする。

第4部 「沼津市景観基本構想」「沼津市景観計画」の策定について

講師 沼津市都市計画部計画課 計画係長 宮崎様
他

- ・より良好でうるおいのある景観作りを、市民、事業者、行政で進めていくために「沼津市景観計画」を策定し、建築物・工作物等の高さ・色彩等の景観形成基準が設定される。中でも沼津駅周辺地区は沼津の顔となる景観づくり、原駅の東で白隠ゆかりの地区は歴史・文化と調和するまち並み景観づくりを方針に景観形成重点地区となる。



ADR東京会の挑戦

平成22年3月11日 於 シズウェル

東京会では以下の4つの項目についてADR機関としての認証を平成21年5月25日に取得しました。

- ① 外国人の就労時における職場でのいやがらせや就学時における子女に対するいじめ、学校に対する不満等に関する紛争。
- ② 自転車と自転車又は自転車と歩行者の衝突事故に起因する物損事故や人損事故に関する紛争
- ③ 愛護動物の取引に起因する死傷や支払等の紛争。騒音、臭気等の周辺苦情に対する紛争。愛護動物による咬みつき事故等に関する紛争。愛護動物の医療過誤に起因する紛争。
- ④ 退室時の敷金返還や原状回復をめぐる紛争、入居時の仲介料、前家賃、敷金等一時金の内訳や金額をめぐる紛争。

認証基準と規定の整備は次の16項目です。

- ① 取り扱う紛争はどのようなものであるか
- ② 調停人の職業・身分
- ③ 調停人の選任方法
- ④ 不当な影響の排除

- ⑤ 手続関与弁護士
- ⑥ 通知・連絡の方法
- ⑦ 手続きの進め方
- ⑧ 手続きを依頼する方法
- ⑨ 相手方が手続きに応じるかどうかの確認方法
- ⑩ 提出された資料の保管、返還などの取り扱い方法
- ⑪ 当事者等の秘密の取り扱い方法
- ⑫ 手続きを終了させるための方法
- ⑬ 調停人による手続きの終了
- ⑭ 秘密保持義務
- ⑮ 報酬・費用の額や算定方法と支払方法
- ⑯ 苦情の取り扱い方法

尚、今後のADRの活用方法としては次の4点があります。

1. 広報活動による経済活動
2. 学校問題等の身近な問題解決
3. 代理権獲得に結び付ける
4. 堅実に機関運営を行い、他の専門士業と肩を並べる

知的資産経営導入支援業務ガイドンス

平成22年3月11日 於 シズウェル

1. 知的資産と知的財産の関係

- 知的財産権 ex) 特許権、実用新案権、著作権
- 知的財産 ex) ブランド、営業秘密、ノウハウ
- 知的資産 ex) 人的資産、組織力、経営理念、顧客とのネットワーク、技能等

2. 知的資産経営を推進する4つのステップ

- ①知的資産の棚卸し
- ②ストーリー化（知的資産の関連付け）
- ③知的資産と指標との関連付け（見える化の技術）
- ④報告書にまとめる

3. 知的資産経営報告書の概観と記載概要

- I 全体像
 - ①社長挨拶 ②経営哲学 ③事業概要
 - ④市場環境
- II 過去から現在（これまでの事業展開）
 - ①経営戦略・方針 ②業績
- III 自社の優位性
 - ①自社の強み
- IV 現在から将来（これからの事業展開）
 - ①経営戦略・方針 ②事業計画
- V 会社案内
 - ①会社概要 ②その他
- VI あとがき
 - ①知的資産経営報告書の説明 ②注意事項
 - ③問い合わせ先 ④その他

4. 知的資産経営報告の作成による効果

【内部効果面】

- 1) 経営戦略に関する効果
ex) 新たなビジネスモデルの構築に関して考えをまとめることができた。
- 2) 人材育成に関する効果
ex) 全社員教育、中でもリーダークラスの教育に繋がった。

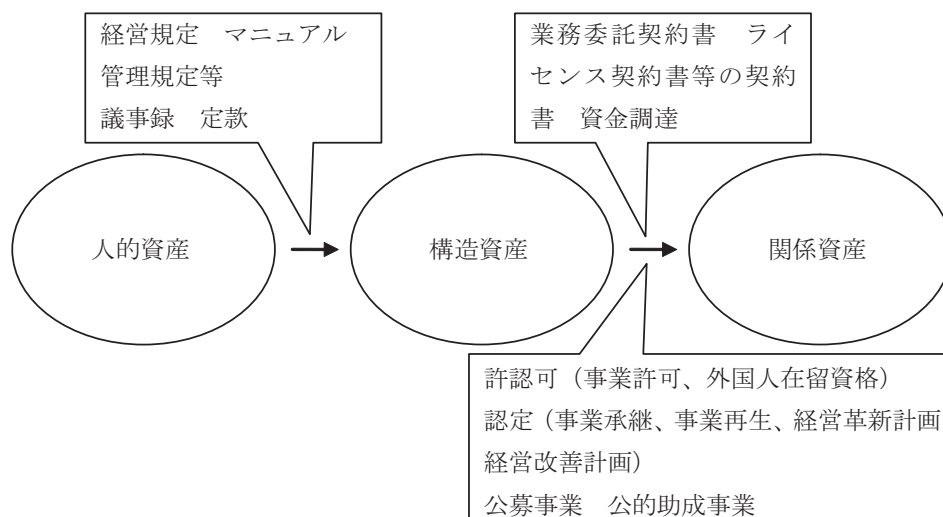
【外部効果面】

- 1) 社外との関係構築に関する効果
ex) 従来の営業ツール（製品カタログ）にない会社の見せ方ができる。

5. 知的資産の3分類

- ①人的資産（従業員が退職時に一緒に持ち出す資産）
ex) ノウハウ、経験等
- ②構造資産（従業員の退職時に企業に残留する資産）
ex) システム、データベース、手続き、文書サービス等
- ③関係資産（企業の対外関係に付随した全ての資産）
ex) イメージ、顧客満足度、供給業者との関係、金融機関への交渉力等

6. 行政書士業務は知的資産経営を実践する具現化ツールの宝庫



社会貢献事業としての成年後見事業推進のための一般会員向け講習会

平成22年2月24日 於 シズウェル

2月24日、静岡県行政書士会主催の「社会貢献事業としての成年後見事業推進のための一般会員向け講習会」を聴講しました。

第一部 「成年後見業務の倫理」

- ・成年後見業務を行うにあたっての心構え
 - ・相談と受任にあたっての注意点
 - ・手続きにあたっての注意点
 - ・後見人等就任後の注意点
 - ・成年後見制度への取り組みにあたっての留意点
- 講師 日本行政書士会連合会第二業務部専門委員
(成年後見担当) 桑智仁先生

第二部 「家庭裁判所の期待する後見人とは」

- ・成年後見事件の概要
 - ・後見開始までの流れ
 - ・適切な後見人の選任
 - ・成年後見人の職務と責任
 - ・裁判所による後見監督
 - ・成年後見人が心掛けること
 - ・不適切な後見事務例 等
- 講師 静岡家庭裁判所 家事訟廷管理官 山形敏之先生、主任書記官 奥村久和先生

上記プログラムによる、講師の先生方の豊富な知識・経験と後見監督実務に基づく貴重な講義でした。

自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションといった新しい福祉理念と従来からの本人保護の理念との調和のもとに、判断能力不十分な認知症の人たちや知的・精神障害者等の権利を擁護し、福祉の充実を図っていくことを目的としてスタートした成年後見制度も、施行から今年でちょうど10年になります。

裁判所の統計でも一層の高齢化が進むなか、年々この制度利用者は増えているようです。

このような状況が、成年後見制度を支援する後見人等の人材育成が期待される所以と考えますが、後見人等として制度に向き合っていくためには、制度や福祉に係る法規の深い知識を有することは当然として、何よりも、その後の被後見人等の人生に最後まで関わっていくという強い心構えと責任を負う覚悟が要求されることになり、加えて、そのために必要な指導や援助を受けることのできる母体となる組織の存在が不可欠であるという点が強調されました。

私も地域の民生委員をしており、被後見人本人や看護・介護する家族に寄り添う立場から後見人と接する機会もありますが、他の家族との軋轢等も生ずるなか、人格・尊厳に配慮して「本人の利益のため」を貫く、この職務の重さ、崇高さを実感します。

身近にも、福祉行政の「措置から契約」への転換により、この制度を利用しないと種々のサービス契約ができないケースも見聞きするところです。また、私たちの日常の相続業務においても遺産分割協議等を進めるとき、この制度が必須となる事例も多くなっているように感じます。

私たち行政書士が高度の倫理観をもってこの制度に向き合い、後見人等、制度サポーターとして判断能力の低下した人たちの権利の確保に供していくことの社会的意味は大きいということになり、一人ひとりが誠実に的確にこの社会貢献事務を履行していくことにより、結果として生業としている行政書士の職業評価にも繋がっていくというのが、今回の講習会を通して主張されたことだと思います。

「行政書士記念日電話無料相談」実施報告

1. 実施内容

日 時 平成22年2月22日(月)
場 所 静岡県行政書士会館 3階会議室
相談要員 広報委員6名



2. 「行政書士記念日」並びに「行政書士記念日無料相談」の宣伝・告知

(1) 静岡新聞（2月20日朝刊掲載）

静岡新聞 平成22年(2010年)2月20日(土曜日)

22日、電話無料相談
県行政書士会

22日の「行政書士記念日」に合わせ、県行政書士会(堀内昭次会長)は、静岡市葵区駿府町の県行政書士会館で電話無料相談を行う。22日午前10時から午後4時まで。

店舗の開発や都市計画、入国管理などの許認可に関する相談をはじめ、相続、贈与などの権利上の問題について対応する。

問い合わせは同書士会
△電054(254)3
003へ。

(2) SBSラジオ（2月22日午前11時30分）

ラジオ番組「中村こずえのほのぼのワイド」内で、岸本敏和副会長が、「行政書士記念日」及び「電話無料相談」をPR。



(3) 本会ホームページ掲載による告知・宣伝

3. 相談内容について

- 土地関係について 2件
- 建設業について 1件
- 契約について 1件
- 離婚について 1件
- 入管手続きについて 1件

建 議 新 聞 22. 2. 26

許認可などでアドバイス
県行政書士会が
電話無料相談会



静岡県行政書士会（堀内昭次会長）は22日、「行政書士記念日」の関

連事業として電話無料相談会を開いた。写真。相談開始直後の10時から、多くの相談が寄せられた。中でも法人設立や権利義務に関する相談が多

く、相談員を務めた行政書士会の会員は的確なアドバイスを送っていた。電話相談会は、行政書士法公布日（1951年

2月22日）にちなんで、日本行政書士会連合会が定めた「行政書士記念日」の一環として企画。今回で3回目の実施となる。当日は、都市計画法や建設業法などの許認可に加え、権利義務・事実証明の各分野に精通した行政書士会の会員7人が相談員として対応。許認可に関する県民からの質問や相談に対し、行政書士会の会員が解決策を示した。

お知らせ

本会事務局の岩月千代子事務局長は、静岡県行政書士会事務局規程第32条第1項に基づき、平成22年3月5日に定年退職され、同年3月6日に同規程第32条第2項・3項に基づき職制を嘱託職員（事務局長事務取扱）として再任用されました。

平成22年度定時総会

開催日時：平成22年5月21日（金）
 受付：正午
 開始：午後1時
 会場：ホテルコンコルド浜松
 2階「雲海」
 浜松市中区元城町109-18
 TEL：053-457-1111

平成22年度ソフトボール・
グランドゴルフ大会

開催日時：平成21年6月5日（土）
 会場：天竜川河川敷

行政書士
いま・むかし

『昔は儲かった?』

“鳶”

私こと“鳶”は昭和45年(1970年)4月1日、21歳と9ヶ月で行政書士(他の資格も兼ねて)事務所を開設した。勿論‘チョンガー’である。

4月1日、事務所開設の日、不足の備品購入のため出向いた店のテレビのアナウンサーが騒いでいる。(開設当時“鳶”の事務所にはテレビは無し)

「よど号ハイジャック」事件である。

1970年3月31日、午前7時33分、羽田空港発板付空港(現福岡空港)行き‘日本航空351便’を共産主義者同盟赤軍派が富士山上空で起こした日本における最初のハイジャック事件である。

その後“鳶”も“安いテレビ”を購入したが、毎日がハイジャック事件の報道であった。

先行きの波乱万丈を予感したものである。

しかし、

開業して間もなく、家主の紹介で、某会社の敷地内に介在する水路敷の用途廃止・売り払いの手続きの依頼が舞い込んだ。

測量は同級生をアルバイトで使い無事手続き完了。20数万円の請求書を持参し、間もなく集金できた。(“鳶”の開業前の給料は2万4千円)

開業の年の9ヶ月の売上は約90万円。“笑いが止まらなかった?”

その年(1970年)の3月14日から9月13日までの183日間は、大阪万博『EXPO70』が大阪府吹田市の千里丘陵で開催された。国際博覧会史上アジアで初めて開催された日本万国博覧会である。“鳶”も5回ほど見学に行った。

6,400万余の人が訪れた、とあるから5/6,400万余となる。お金は一杯あったから、同級生を引き連れられたり、女連れで行ったり……………。

開業翌年、1971年も儲かった。年間売り上げ270万円程だったかな?

“鳶”が事務所を開設する10年前の1960年、当時の池田勇人内閣の下で策定された長期経済計画の『国民所得倍増計画』があった。国民一人ひとりの所得が倍増するという事から‘土地は買うわ、建物は建つわ’毎月10件から15件の農地転用申請があった。

最も多かったのは昭和50年頃の都市計画法の線引き前の頃、1ヶ月に27件申請したと記憶している。

‘駆け込み農転’と称して毎日、毎日仕事が舞い込んでくる。やってもやってもやり切れない!徹夜もした。忙しくて!忙しくて!飲みにも行かず、遊びにも行かず‘仕事オンリー’

年間売り売上が1千万円を超えるのに3年か?4年か?あまり記憶に無い。年間交際費も4百万円を超えた。当然、税務署にも指摘を受けた。

車も段々高級化する。2年に1回は新車を購入!

“何時かはクラウン”(今はリコール?)CMどおりになった。

土地もすぐ買えた。事務所兼住宅もすぐ建てる事が出来た。

それでも儲かることは止まなかった。

1972年7月に首相となった、かの“田中角栄様”だ。

田中様の著書『日本列島改造論』がそのまま日本を変えた!公共事業はどんどん増えるわ、地価の上昇なんて関係なかった。直後に起きた『オイルショック』巷のスーパーではトイレトペーパーを買い漁る主婦達の列!列!列。

しかし、

運が良い人は良い。間もなく始まる『バブル経済』がどんどん後押しする。

1980年半ばから1990年代初頭までの“泡沫経済”だ。弾けても弾けても次から次へと沸いてくる“夢のような泡景気”

企業は進出してくるわ!大型店舗は出店するわ!流通倉庫は建つわ!凄かったね。土地利用申請・開発行為の許可申請が面白いように舞い込んで来る。

思いっきり高く見積もりすると一旦は‘考えて見ます’となる。しかし暫くすると‘見積もりの金額で結構です’‘大至急進めてください’と来る。

年間何本の許可・認可を貰ったか覚えていない。

そして!

『バブル』は弾けた。見事に弾けた。

国民の所得は減る一方。土地は動かない。建物は建たない。世の中は失業者で一杯。職安の駐車場も一杯。法務局に行くのに何時間待つの?

“兎に角儲からない”

只、今あるのは『行政書士』としての“プロ根性だけ!”

投稿

幕末維新・近代異人殺傷事件（その2）

（静岡支部 佐藤吉男）

（十四）フランス陸軍中尉斬殺事件

文久三年（1863）九月二日。五日という説もある。
場所は横浜市井戸ヶ谷村。

襲ったのは三人の浪士。犯人は特定されず、逮捕されていない。

被害者はフランス陸軍中尉アンリ・カミュス。ただし、少尉だったという説もある。

カミュスは、保土ヶ谷村にむかうために井戸ヶ谷村へ入ったところを、騎乗のまま三人の浪士に襲撃された。先頭にいたカミュスは右腕を切断され、さらに顔、胴、左腕を斬られ死亡した。英仏の武装兵がすぐに駆けつけたが、浪士たちは逃げ去ったあとだった。フランス公使ベルクールは、浪士を捕らえて処罰するように迫った。

そこで、幕府は文久三年十二月、池田筑後守を使節としてパリに送って、フランス政府に謝罪し、カミュスの遺族に三千五百ドルの扶助料を支払うことにより事件を解決した。そして、この時幕府は、ナポレオン三世との間に密かに同盟を結んだといわれている。

カミュスの墓は、山手の外国人墓地にある。

（十五）フランス人水兵殺人事件

時は慶応二年（1866）二月。

場所は横浜、港崎（みねざき）町遊郭岩亀楼前。

犯人は亀吉。酒に酔って暴れていたフランス軍艦の水兵を力士の鹿毛山・長吉らが投げ飛ばした。力士達はちょうど近くの弁天社で興行中だったのである。フランスの水兵のうち三人は力士に投げられて死亡。一人は腰をおって重傷。逃げ出した一人を駆けつけて来た太田町のとび職・亀吉が追っかけて、背後から鳶口でなぐって殺害した。

フランスは最もテロに対して強行で、

- 一、相撲取りを捕らえて死刑にせよ
- 二、鳶、亀吉も斬首せよ
- 三、幕府は遺族に七十万両を支払え
- 四、かかわった攘夷浪士も逮捕して死刑にせよ
- 五、幕府雇用の陸海フランス士官は帰国させよ

との条件をつきつけてきた。しかし、多数の証人が申し出て、これは、日本側の正当防衛であるという者もいた。幕府は例によって軟弱で、力士は死刑、鳶の亀吉も斬首にしようとした。これに怒ったのは江戸相撲だった。また、遊郭の遊女たちも助命運動に加わり、ストライキを起こした。これを見てアメリカ代理公使のホルトメンが仲裁に入り、賠償金は一名千両、四名で四千両、また力士らは正当防衛だから死刑にすることはなく、と断じた。すると、フランス側も態度を軟化して、見舞金は合計千両でよい、また、鹿毛山長吉は力士を代表して、横浜を追放。鳶の亀吉は死刑ということになった。ところが、亀吉は鳶頭の清兵衛が逃亡させ、死刑にしたことにして報告した。

幕府の軟弱外交に対する市民はじめての抵抗運動として、その意義は大きい事件の結末だった。なお、亀吉の墓は、横浜市西区西戸部・願成寺にある。

（十六）外人居留地焼き払い事件

時は慶応二年（1866）十月二十日。

場所は横浜末広町の豚肉商・鉄五郎宅。

犯人はラシャメンしげ松、花園、七越の三人と野州の菊田三郎、菅谷喜十郎、山野田浩一らの攘夷浪士二、三十人。

被害者は数名のイギリス兵で重傷。

火災被害は、岩亀楼ほか遊郭一帯と外人居留地。

火元は末広町の豚肉商・鉄五郎の家で浪士たちが火を放った。岩亀楼のラシャメンの部屋には浪士たちと示し合わせてラシャメンたちが火をつけた。そして、火は外人居留地にひろがった。外人たちは避難して、軍艦や汽船に逃げ込んだ。幕府も鎮撫隊を操り出したが、英国兵が浪士に襲われて斬られてしまった。ラシャメンの焼死体や切り殺された死体もあった。

この時の秘密を握っていたのは、岩亀楼の金花という病気のラシャメン。彼女の死に際に岩亀楼の主人佐吉が聞き取り、明治六年になって、関戸春吉が「居留地焼き払い事件の密議」を書いている。かねてから、佐吉には、遊郭を経営することは国辱でけしからんの

で焼き払う、という脅迫状が届いていたという。

(十七) 境事件

時は慶応四年（1868）二月十五日。

現場は境市の港。

フランスの軍艦が港から一里沖に来て、二十艘のはしけに水兵を乗せて上陸した。旗持の梅吉が、隊旗を奪って行く水兵に追いつがって鳶口を頭に打ち下ろした。これを見てフランスの水兵が短銃で一斉射撃をした。土佐藩の兵卒もはしけに向かって発射した。フランスの水兵の死者は十三人。そのために土佐藩は境の港の取り締まりを免ぜられて、兵を引き払うことになった。さらに土佐藩主は、殺害した水兵の家族の扶助料として十五万ドルを賠償することになった。土佐藩士の十五人には、全員切腹の命が下された。切腹の場所は妙国寺。切腹は箕浦猪之吉からはじまった。ところが十二人目の橋詰の段になって、フランス公使が見るにたえず、その場を退席してしまった。そして残る九人の助命を願い出た。橋詰は舌を噛み切ろうとしたが失敗。大阪に送られて、細川、浅野両家で熱いもてなしを受け、土佐藩に返されることになった。そして、幡多郡入田村へ流刑となったが、川谷、横田、土居がおりから流行していた疫病にかかって、川谷は病死した。生き残った八人は、八月二十七日に明治天皇即位のための特赦を受けた。

明治の文豪・森鷗外が境事件を小説にしているのは、ご存知の通り。

(十八) ハルリー・パークス事件

時は慶応四年（1868）二月三十日。

現場は京都・三条大橋橋畔。

襲ったのは、朝廷の御親兵・三枝翁と朱雀探。

政府初の外国公使接見の儀式に参列するため、英国公使ハルリー・パークスは慶応四年二月二十七日上京、知恵院に宿をとり朝見の日を待った。

朝見の三十日、パークスは英国騎兵を先頭に周囲を数十人の歩兵に守られながら、三条大橋にさしかかった。そのとき二人の浪士が飛び出し、公使一行に襲いかかった。騎兵がこれと戦ったが、たちまち九名の重軽傷者を出し、公使の身边が危うくなった。先導役の中井弘三はこれを見て馬から飛び降り、兇漢と渡り合ったが、形勢不利。御用係の後藤象二郎が馬から飛び降りざま兇漢を切り倒した。他の一人も英国兵に捕らえられて、パークス公使は帯革を切られただけで怪我は

なかった。

政府で重傷の犯人・三枝翁を取り調べた結果、兩人とも熱烈な勤皇家で、朝廷の御親兵であることが判明した。

政府はただちにパークス公使を見舞い、慰謝料一万四千ドルを支払ってその非礼を詫びた。なお、この事件で活躍した後藤と中井には、のちにビクトリア女王から獅子頭の宝剣が贈られた。

パークスは、オールコックの後を継いだ二代目の英国駐日公使である。パークスの強行外交は有名で、神戸事件、境事件、京都襲撃事件などで、日本側に厳しい処分を要求した。先見の明もあって、いち早く薩摩、長州藩を支援し、天皇に信任状を提出して新政府を承認した。

オールコックと同様に富士山にも登り、夫人も同行したので、パークス夫人が富士山に登った外国人女性の第一号である。後に駐清公使として中国に渡り、北京で病死している。

(十九) イカレス号水夫殺害事件

時は慶応三年（1867）七月六日。

現場は長崎・丸山。

被害者はロバート・フォード（二十八歳）とジョン・バンテグス（二十三歳）。

襲ったのは福岡藩士・金子才吉。当初、犯人はわからず、明治になってから判明。そのころ彼はすでに切腹して果てていた。

英国艦イカレスの水兵二名が、長崎・丸山の茶店前で寝込んでいたところを、殺害された。英国公使パークスは、犯人を捜すように長崎奉行に依頼した。ところが、この依頼を奉行が拒否したために土佐藩を呼び出した。事件の翌日、土佐海援隊の横笛丸と若紫が長崎を出港して土佐へ帰ったので、パークスは怪しいと睨んだ。これに土佐藩が激怒したので、パークスは夕顔丸の船上で会談を促した。坂本龍馬もこの事件を聞き、松平春嶽から山口容堂にあてた書簡をたずさえて、土佐藩・大監察佐々木三四郎が西郷から借りた薩摩汽船・三国丸に小舟でこぎつけた。幕府の立場を弁明し、解決に努力してくれるように依頼に行ったのである。そして、龍馬はそのまま三国丸に乗って須崎に入港した。一方、パークスは通訳アーネスト・サトウとともにイギリス船で須崎へやってきた。まさに一触即発であった。パークスはサトウに長崎で調査するように全権を託し、龍馬は佐々木の旅宿を訪ね、岩崎弥太郎も

呼んで相談に及んだ。そして、犯人探しに壱千両の懸賞金をかけることにした。

結局、明治になってから、パークスの執拗な再調査が行われ、犯人は土佐藩とはまったく関係のない福岡藩士・金子才吉と判明した。金子は、事件の夜、イギリス人が路傍に酔って寝そべっていたので、腹を立てて斬り捨てたのだという。福岡藩では、国際問題になることを恐れて秘密を厳守していたのだ。

被害者の遺族には見舞金が支払われ、金子と同行していた栗野慎一郎ら六人は禁固、池内清太夫も事件隠蔽の罪で捕らえられ一件落着した。

(二十) 英水夫殺害事件

時は慶応三年（1867）九月十一日。

現場は波止場。

襲ったのは、土佐藩士・島村雄二郎。

被害者は、イギリス人エドワード・ワーレン、アメリカ人ジョージ・アンダーソン。

ワーレンは右腕、アンダーソンは右頭部と左ひじを斬られ、出血がひどかった。

その日は諏訪神社の祭礼で、島村雄二郎は、英国水夫からまれている寄合町の遊女・敷浪を助けるために刀を抜いた。そのために彼は、とどめをさしていない。殺意はなかったといわれていたが、裁判中に幕府が倒れ、判決はうやむやになってしまった。

(二十一) 旧幕府陸軍教師襲撃事件

時は明治二年（1869）三月十九日。

幕府はフランスから陸軍教師を呼んで、洋装陸軍部隊を作ろうとしていた。この教師がジブスケ。彼はもう一人のフランス人とともに頭を斬られ、重傷を負った。暗殺者は不明のまま。

(二十二) 英人教師殺害事件

時は明治三年（1870）十一月二十三日。

襲ったのは、関口藩を脱藩した黒川友次郎、杵築藩を脱藩した加藤竜吉、さらに鹿児島藩士族や肥後壮士。

襲われた英国人は、大学南校の教師リングとダラス。若い日本人女性と連れ立って歩いているのを見た三人によって斬りつけられた。

(二十三) 大津事件

時は明治二十四年（1891）五月十一日午後一時半。

襲われたのは、ロシア皇太子ニコライ二世。

襲ったのは、護衛巡查・津田三蔵。

現場は、京都・京町通字小唐崎町・五番屋敷前。

護衛巡查の津田三蔵が、とつぜん皇太子の車に追いつがるや、帯剣を抜いて斬りつけた。皇太子はあわてて車を飛び降り、大声を上げて逃れた。同行していたギリシャ皇子は、竹の鞭で津田の背中を激しく叩いた。車夫・向畑冶三郎が、津田の両足をとらえて引き倒した。もう一人の車夫・北賀市市太郎は津田の剣を取り上げ、背中に斬り付けた。皇太子の出血はひどかったが、意外に軽傷だったようである。

津田三蔵は明治十年（1877）、西南戦争に軍曹として参加している。取調べに対して、「日本に来遊する外国人はまず天皇に対顔すべきで、それを怠ったニコライは大変無礼である」といきまいた。その後、天皇はニコライを見舞い、汽車に乗る時煙草の火までつけてやったという。だが、事件はこれだけで終わらなかった。

ニコライ皇太子を乗せたロシア軍艦が出航した翌日、京都府庁食前で、畠山勇子という女性が、カミソリで自殺を図った。「一人の日本人が命を捨てることが、贖罪になる」と語ったといわれている。これを聞き感動して「勇子、追想記」を表したのは、小泉八雲。八雲は、「国家は知らぬふりをしている」と、政府が津田三蔵を狂人として扱うことで国家の体面を保ったことを揶揄した一文を書いている。モラエスも「ハタケヤマ・ヨーコ」を寄稿して、日本女性の和魂を称えた。これを俳人・沼波けい音が紹介している。

津田三蔵を裁いた判事が、何が何でも死刑を求めた政府の圧力に屈せず、司法の独立を守ったとされる児島惟謙である。彼は、津田に無期徒刑を言い渡した。ただこれも津田の人権を守るというよりも、日本の国権を守ったといわれている。彼は予想通り政府の恨みを買って、「法官弄花事件」で引責辞任に追い込まれた。司法内部で花札賭博がおこなわれたというデマの犠牲になったのである。晩年は貴族院議員や銀行の頭取を歴任したが、権力の中枢にはむかった男は、その出世を往年の敵に妨害されたに違いない。

その後、津田は北海道の空知監獄で病死している。津田を捕らえた車夫二人は、勲章と恩賞金をもらった。ところが、向畑冶三郎はいわくのある人物で、前科二犯だったという。賭博や暴行罪でも捕らえられている。一方の北賀市市太郎は堅実で、郡会議員となっている。たかが大津事件なのだが、それをとりまく傍系の事件が、現代に示唆しているものを見失ってはならない。

(二十四) 李鴻章狙撃事件

時は明治二十八年（1895）三月二十四日。

現場は下関。

犯人は小山録之助（豊太郎）。

李鴻章は日清戦争敗北後、日清講和条約に向けて、下関で伊藤博文総理、陸奥宗光外相と会談を繰り返していた。李鴻章は、その会談のあと駕籠で移動中に、ピストルで狙撃された。犯人の小山は「東洋の平和を維持するために」と意気込んだ。そして、山口地裁で無期徒刑の判決をうけている。列強の干渉をおそれた日本側は、ただちに休戦条約を結び、四月十七日に日清講和条約（下関条約）に調印している。

李鴻章は国外では評価の高い政治家であったが、中国国内では売国奴ともいわれ、評価が低い。義和団事変のあと再び全権を委任され列強との交渉にあたったが、まもなく病死した。

(二十五) 憫妃（ミンビ）殺害事件

時は明治二十八年（1895）十月八日。

現場は李朝の乾清宮の神寧閣。

襲われたのは、韓国の第二十六代高宗の妃・ミンビ。彼女は、ロシアと手を結び、日本を敵視して排日運動を進めていたので、親日的な金弘集政権を立てようと三浦梧楼、杉村ふかし、岡本柳之助、安達謙蔵らが、共謀して殺害に及んだものといわれている。

実際に犯行に及んだのは民間人と日本兵の集団なのだが、下手人は特定されていない。ミンビ一人の殺害に対して、よってたかろように行われた襲撃的な犯行で、虚と実が混在している。同年十一月二十八日、金弘集内閣を打倒しようとして企画された「春生門事件」が失敗に終わったのも影響して、朝鮮政府は、李周会（イジュフエ）、朴銑（バクソン）、尹錫禹（ユンソクウ）の三人を逮捕し、全員を絞首刑にしている。金弘集ら全閣僚は、犯人は日本人であることはわかっていたが、名目だけの捜査で下手人を仕立て上げている。少なくとも、バクソンとユンソクウは無実であった。問題は李周会（イジュフエ）。下手人であると自首し、裁判にかけられている日本の志士を救済しようとしたという義人伝承が残されている。いずれにしろ、李周会（イジュフエ）が身代わりになったおかげで、半年後の明治二十九年（1896）一月十四日、軍法会議で関係した全員が無罪となり、さらに一月二十日の広島地裁の予審でも全員が免訴となっている。三浦梧楼は釈放され、かえって凱旋将軍のような扱いを受けた。実

際の日本公使を中心とする暗殺者集団は、多数の官女たちが折り重なるように震えていたのを手荒く引き起こし、容貌の美しい二人を斬殺。さらに一人の髪の毛をつかんで殺害した。殺害されたその最後の一人がミンビといわれている。下手人はミンビの顔さえ知らなかったようである。

ミンビの遺体は火にかけられ、遺骨は庭に埋められたとも、池に投げ捨てられたともいわれている。そのために、朝鮮民衆の反日感情は悪化の一途をたどり、十四年後、明治四十二年（1909年）十月二十六日、ハルピン駅頭で伊藤博文が安重根（アンジュンゲン）によって暗殺されるという復讐的な事件がおきた。ミンビ暗殺事件当時の総理大臣が伊藤博文だから、その責任があるというのが、安重根の言い分であった。

(二十六) 憫元植刺殺事件

時は大正十年（1921）二月十六日。

現場は東京ステーション・ホテル。

犯人は日本大学・学生同友会の李基寧と名乗ったが、本名は黄海道延安郡龍川面出身の梁燿煥で当時29才。扮装をして長崎から逃亡しようとする寸前を逮捕されて、単独犯行を自供した。

憫元植は超親日家であった。妻とともに名門の出身だったが、国内の動乱のために両親を失って数奇な運命をたどった。それを伊藤博文に見いだされて、政友会、後に国民協会を組織して、日韓両国民の共存共栄をはかり、日韓併合後の参政運動の指導者となった。これを快く思わない朝鮮独立運動の在日青年労働者だった犯人によって七首で殺害されたのだ。

この事件には花井卓蔵が弁護にあたり、傷害致死を主張した。しかし、判決は、大正十年（1921）八月二日、無期刑を言い渡した。犯人は控訴・上告したが、結局、それを取り下げて刑に服した。憫は日本政府の協力者であったから、反日運動の犯人にはとても勝ち目はなかった。

(二十七) 張作霖爆殺事件

時は昭和三年（1928）六月四日。

現場は奉天郊外。満鉄線と京奉線の交差点。

列車の爆破によって殺されたのは、張作霖で満州の軍閥である。

昭和元年（1926）12月、奉天派という日本と結んだ軍隊を率いて北京に入った張作霖であったが、次第に反共・反日的な欧米よりの政策をとるようになったの

で、関東軍にとっては、邪魔な存在になってしまった。だが、田中義一首相は武力行使を承認しなかったため、軍部は張作霖暗殺に及んだのである。

関東軍の高級参謀・河本大作が計画し、奉天独立守備隊大尉・東宮鉄夫（とうみやかねお）と朝鮮軍の亀山工兵隊が爆弾を仕掛けた。このとき張作霖は、三両目の食堂車の喫茶室で煙草をすっていた。列車は特別仕立てであったが、黒色火薬六十キログラムの威力に耐えられなかった。張作霖は重傷を負い自宅に担ぎ込

まれたものの、まもなく死亡した。関東軍の狙いは、張作霖の殺害と、現場に駆けつけた中国軍と戦って満州全体を支配することにあった。やがて、関東軍は、石原莞爾（かんじ）らによって満州事変を起こし、1932年に傀儡政権の「満州国」を樹立するのである。また、張作霖暗殺の真相をかくそうとした田中義一内閣は、総辞職に追い込まれた。その後、河本大作は戦犯容疑で拘禁されて病死し、東宮鉄夫は、上海で戦死している。（完）



川柳「後期高齢者」

抜粋出稿
静岡支部 高桐 正雄

カラオケで 美声聞かせて 入れ歯落ら (詠人不知)

置き場所を 思い出せない 備忘録 (詠人不知)

角がとれ 丸くなるのは 背中だけ (詠人不知)

地デジ買い 財布の中も 薄型に (アナログ爺)

すぐ家出 諭吉は我が家の 問題児 (甘下り)

孫の名を 遠と名づけて 夢を見る (ノーテンキ)

新婚と 思って老老 介護する (詠人不知)

同期会 食後は薬の 展示会 (高桐拙作)

俺は持つ お前は持つな 核兵器 (高桐拙作)

川柳



ラオス山村に小学校

静岡行政書士会後藤博行副会長は、外国人から入管ビザ手続きや在留資格等の相談を受けたのをきっかけに、外国人に対しボランティアとして日本語を教え始め、現在では在留外国人の支援活動を行なうNPO法人「ワールド・コミュニティ」の理事長として国際協

力に尽力するなど活躍されています。

その活動として、ラオス・モエモエ村に小学校校舎を建設されたことが静岡新聞に掲載されましたので紹介します。

ラオス山村に小学校



完成した小学校の校舎(提供写真)

三島のNPO

約束から2年 募金集め完成

ラオスとは武井玉吉理事(66)が03年に山形県ラオス協会の募金活動に協力し、ドンパ村に小学校を寄贈してからの交流が続いていた。



これまで中古の野球道具を募り、現地に持ち込んで指導するなどの活動を行ってきた。

モエモエ小建設は07年、同小出身の女性から窮状を聞いたことがきっかけだった。同年6月に行った視察で、木造平屋の学校は老朽化がひどく、風雨を避けない状態を目の当たりにした。

学校建設への思いを強くしたメンバーは沼津市や三島市の飲食店などに募金箱を設置して資金集めを開始。本紙紙面でも呼び掛けて静岡、焼津市から匿名の募金が3件あったが、目標の150万円にはほど遠かった。

暗礁に乗り上げたが、「現地で約束した以上はやり遂げたい」と、残りの大半を武井さん自身引き受けた。現地住民らの協力で完成させた。

昨年12月に行った引き渡し式で現地の県知事や村長、児童らに盛大に迎えられた武井さん

ちは、「学校を大事に使ってください」と呼び掛けた。記念碑には武井さんの名前と法人名が刻まれ、現在は幼児から小学生約350人が同校を利用しているという。

「国が違っても子どもは宝物。日本の子どもを連れて現地で野球の親善試合をすることが夢」と武井さん。後藤理事長は「日本の子と比べても潜在能力は劣らない。環境を整えることが大事」と語り、同法人は今後も学習に必要なノートや鉛筆などの支援を続ける。

県東部地区で在留外国人の支援活動を行う三島市のNPO法人「ワールド・コミュニティ」(後藤博行理事長)がこのほど、ラオスの首都ビエンチャンから北約160kmの山岳地帯にあるモエモエ村の小学校校舎を建設した。2007年から資金集めを始め、2年がかりで完成させた。

引き渡し式で歓迎を受ける武井さん(中央手前)と後藤理事長(手前から2人目)

ラオス・モエモエ村(提供写真)

平成22年3月1日
静岡新聞掲載

西遠支部の松野央会員が、県知事より顕彰されました

松野央さんは平成16年登録の行政書士会西遠支部会員ですが、長く消防団活動に励まれ、今回の荣誉に輝きました。父上の正さんも行政書士として活躍されとともに、消防団にも所属され幾多の表彰をされてき

たという親子二代の行政書士・消防団員でしたが、正さんは、今回の息子さんの全国優秀賞を花道に3月で退団されたということです。長期の社会貢献活動、央会員おめでとうございます。正会員お疲れ様でした。

松野さん(浜松) 知事顕彰

消防意見で全国優秀賞

「全国消防団員意見発表会」(今年2月)で優秀賞を受賞した浜松市消防団員の松野央さん(37)が29日、川勝平太知事から顕彰された。

意見発表会は消防庁が毎年開いている。若手や中堅の消防団員が、普段の活動や課題などについて発表し合う。今年と同庁が選んだ10県の代表者が集まった。

松野さんは、同消防団

「消防団員としての誇り」と題して話した。消防の操法技術を競う県大会で優勝するため、団員たちと午前4時から訓練を重ねた経験などを語った。

川勝知事は県庁を訪れた松野さんと同支団長を務める父正さんら4人に顕彰状を手渡し、「ほかの団員の模範となるよう立派な存在になってくだ



川勝知事(右)から顕彰状を受ける松野さん
＝県庁

さい」と激励した。

松野さんは「最優秀賞を目指していたので悔しい思いもあるが、受賞を励みに多くの人に消防団員のやりがい伝えていきたい」と話した。

平成22年 3月30日
静岡新聞掲載

趣味のページ

撮影旅行

沼津支部 中里龍彦

「行政書士しずおか」では平成22年度1月号から会員の皆様の趣味を紹介するコーナーを設けました。

このコーナーを紹介して原稿を募集すべく第1回目は広報委員が原稿を書きましたが、第2回日も広報委員が書くこととあいなりました。

次回、7月号に向けて奮って原稿を寄せて下さいますようお願いいたします。

私が趣味として写真を始めるようになったのは、11歳になる孫の誕生をきっかけに成長の様子をデジタルカメラで撮り、パソコンで加工してカレンダーを作り始めてからです。このカレンダーは、今でもアルバムにして保存しています。

道具は凝るときりが無いのですが、最初に購入したデジカメは12年程前でカシオの300万画素・光学3倍ズームで2年ほど使いました。画質は300万画素としてはかなり確りしたもので気に入っていたのですが、如何にもデジカメの初期のデザインであったことと、電源は単3乾電池で消耗が激しく、長時間の使用には向いていませんでした。次に、カシオエクシミリ600万画素・光学3倍ズームです。これには望遠用と接写用のコンバージョンレンズを付け5年程使い、かなり多様な要求にこたえてくれたと思っています。次に、キャノンパワーショット1,000万画素光学20倍ズームを1年程使いましたが、作品を見て画像は鮮明なのですが画質が軽い感じがして、現在はソニーアルファ1,420万画素の一眼レフを使用しています。

画素数の少ないものでもそれなりに満足していたのですが、だんだん欲が出てきてコンパクトカメラより

は一眼レフにとたどる様になりました。この差は、初期の画像と現在の画像を比べてみるとはっきり画質の違いがわかります。特にJPEGデータとRAWデータの画像編集処理では格段の差が有ります。

私の写真の楽しみ方は、自己満足の世界なのですが、気に入った写真を半切（A3を一回り大きくした程の大きさ）にプリントアウトして事務所や廊下に飾り眺めることです。

最近では自己満足では飽き足らず、撮りためた写真を、写真屋さんで安価で写真集に製本してくれることから、何冊か作り恥も外聞も無く出会った方に見て頂くことです。これまで、面白くも無い写真を半強制的に見せられた方には、この場を借りてお詫び申し上げます。

写真をきっかけに、支部にも写真仲間が出来、昨年の秋には上高地に2泊3日の撮影旅行に出かけました。初日は、新穂高ロープウエーで北アルプスの絶景をカメラに収めてから沢渡温泉に宿泊し、翌日は本命の上高地を、大正池から明神池までの左岸から右岸を一日掛けて一周しました。生憎、曇り時々雨の天候でしたが、そのときの天候でしか出会えない上高地の表情をカメラに収めることが出来たと思います。最終日は、見事な晴天に恵まれ昇仙峡を早朝から散策して充実した旅行でした。

撮影旅行では、素晴らしい景色も然りながらその土地の美味しいものを味わったり、宿泊先で杯を交わしながら写真についての歓談に花が咲きました。

この春には、桜の撮影旅行に出かける計画をしています。

※表紙の裏ページ及び57ページに中里会員が撮影された写真を掲載しています。

「行列ができる行政相談所」

第22回

所長 役 所 行 蔵

Q 旅館を買取ろうと思いますが、何か許認可は関係がありますか？

A 旅館・ホテル業を行う場合、主に次の許可が必要になる事があります。

関係官公署	関係許認可申請
・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画作成（変更）届出書 ・防火管理者選任届出書 ・消防法令適合通知書交付申請書 ・防火対象物使用開始届出書
・保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業許可申請書 ・旅館業の衛生管理に係る管理計画書 ・公衆浴場業許可申請書 ・温泉利用許可申請書 ・温泉成分等揭示届 ・興行場営業許可申請書 ・食品衛生営業許可申請書
・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・風営法許可申請書
・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国際観光ホテル登録申請書 ・特定施設設置届出書

これ以外にも市役所等で建築物が都市計画法及び建築基準法に関して適法に建築されているか確かめる必要があります。違法建築物は結構あると思いますので、確認は必須と思います。違法性が有れば、まず、そこからの是正作業になります。

新規新築計画の場合は、建築中に順次上記許可申請を行っていく時間が有りますが、買い取りの場合は、既に建築物が建っていますので、オープン予定日を逆算して上記の関係許可申請を一度に順次申請する作業になります。

【 消防署関係 】

旅館・ホテル業用の消防計画を作成する事から始まります。

結構なボリュームが有りますので、申請者の防火管

理者と良く相談の上、計画を立てていく事をお勧め致します。無理な消防計画は、後々、消防署の査察の中で注意勧告をされる事となりますのでご注意ください。

売却該当物件は、殆どが消防署から是正勧告を受けている事が多いので、管轄署へ申請人と出向いて、是正箇所を確認すると良いと思います。結構、是正工事費用は掛かると考えてください。特に、防火関係設備については、普通の価格よりも2・3倍ぐらい費用が必要になると思います。防災マークの有るジュウタン・カーテンは必須です。防火シャッターについても、正常に作動するか確認が必要ですね。当然の事ながら署の現地確認の査察が有りますので、防火関係の設備については、全館確認が必要です。因みに従業員の部屋も該当しますので、休憩場等確認も必要です。

工事については、消防器具等の設置届出等有りますので時間的余裕をもって計画する事が望ましいです。

防災マークの無いジュウタン・カーテン・暖簾類で1m以上有るものについては、館内で使用する事ができません。客席だけで無く、休憩室・ロビー・事務室等も範囲内ですのでご確認ください。

【 保健所関係 】

消防署の消防法令適合通知書の交付をもって順次申請に至ります。

公営水道以外（井戸水等）を使用する場合は、水質検査が必要になりますので、予め検査に出しておく必要が有ります。特に、レジオネラ菌検査は必須となりますので、検査に出す前に保健所へ検査項目の確認をしておく必要があります。飲食業許可申請の検便検査と共に手続をとる事をお勧め致します。

旅館業許可申請については、水道使用証明書が必要ですので予め名義を変更しておく事が必要です。その時に使用者・所有者の両方を変えておくと後々良いと

思われます。

温泉利用許可申請については、温泉源泉の成分分析証明書が必要になりますので、温泉の管理者に予め相談しておく方が良いですね。利用加入金等が必要になる場合もあります。

【 警察署関係 】

コンパニオン等を利用して不特定多数の客に接待をする場合、風営法2号許可申請が必要となります。

この場合、営業種類は『料理店』となります、社交飲食店では有りませんのでご注意ください。

当然の事ながら飲食業の許可申請後となり、申請から55日間審査期間が有りますのでご承知を…。

旅館業については、制限距離基準の緩和等有る場合が有りますので、ご確認願います。

【 その他関係 】

市町村により異なりますが、国際観光ホテル登録をすると固定資産税等の減免を受ける事がありますので関係市町村の税務課へ確認しておく事をお勧め致します。

【 買受ける前の確認事項 】

古い建物の場合、図面類が現存しない場合が多々有ります。

各申請には図面（平面・立面・配置図）が必要です。購入契約をする前に図面類の確認を行ってください。特に、計画図ではなく竣工図を確認しておくが良いと思います。計画後、変更が有る場合が多々ありますので…。

前申請時の各申請類副本も有るととても役に立ちますのでご確認を…。

※ 以上申請については現地確認が全て有りますので、図面・備品・水質類については、現地で必ず確認をする事が必須です。

いずれにしても複数の許可申請が絡んで複雑になる事は間違いありませんので、売買契約の前に業務を行っている専門行政書士事務所へ確認後、契約を進める事をお勧め致します。

申請時点の許可基準に照らして審査が行われますので、現に営業ができてからとって安心して売買契約する事は、危険を伴うと思われまますのでご注意ください。



講習会・研修会

相談員養成のための著作権研修会

日時 平成22年1月18日(月)自9時45分至18時00分

会場 静岡県総合社会福祉会館（シズウェル）
601会議室

講師 第1時限 山田 敏晴会員
第2時限 岸本 敏和会員
第3時限 市川 末男会員
第4時限 田中めぐみ会員

出席者 副会長 神尾、岸本、我妻

受講者数 21名

議題・研修議題

- (1) 第1時限 著作権法概論①
- (2) 第2時限 著作権法概論②
- (3) 第3時限 著作権登録について
- (4) 第4時限 プログラム登録について
- (5) 第5時限 考課測定

社会貢献事業としての成年後見事業 推進のための一般会員向け講習会

日時 平成22年2月24日(水)自13時30分至16時45分

会場 静岡県総合社会福祉会館（シズウェル）
703会議室

講師 日本行政書士会連合会第二業務部専門委員
桑 智仁様
静岡家庭裁判所
家事訟廷管理官 山形敏之様
主任書記官 奥村久和様

出席者 会長 堀内
成年後見担当者
神尾、岸本、我妻、奥山、岩瀬、杉原

受講者数 123名

議題・研修議題

- (1) 成年後見業務の倫理
- (2) 家庭裁判所の期待する後見人とは

渉外家事業務講習会

日時 平成22年2月25日(木)自13時30分至16時45分

会場 静岡県総合社会福祉会館（シズウェル）
703会議室

講師 渉外家事国際委員会 杉浦 登委員
三島支部（元東京法務局戸籍課長、前静岡地
方法務局浜松支局長） 鈴木朝夫会員

出席者 会長 堀内、部長 田中、委員長 大高
委員 杉浦、久保田

受講者数 92名

議題・研修議題

- (1) 相続人不存在の相続手続き（相続財産管
理人業務）
- (2) 帰化許可申請事件の受任上のポイント

「ADR」[中小企業支援] 並びに「事業承継」講習会

日時 平成22年3月11日(木)自12時20分至17時00分

会場 静岡県総合社会福祉会館（シズウェル）
703会議室

講師 日本行政書士会連合会理事第一業務部担当
静岡県行政書士会所属 岸本敏和会員
日本行政書士会連合会第三業務部専門員
神奈川県行政書士会所属 江端俊昭会員
北海道行政書士会所属 葛西 彰会員
東京都行政書士会前ADRセンター長
工藤康博会員

出席者 会長 堀内、
副会長 岸本、鈴木、月見里

受講者数 53名

議題・研修議題

- (1) 産活法と行政書士
- (2) 知的資産経営導入支援業務ガイダンス
（入門編）
- (3) ADR 東京会の挑戦



建設業経営事項審査講習会

日時 平成22年3月17日(水)自10時00分至12時00分
会場 静岡県総合研修所もくせい会館
講師 静岡県県民部建築住宅局住いづくり室
宅地建物係 富部訓浩様
静岡県建設業室 佐野様、鈴木様
出席者 副会長 月見里
委員長 鈴木(幹)
委員 竹内、梅原、前田、増田、鈴木(亨)
受講者数 151名
議題・研修議題

- (1) 住宅瑕疵担保履行法に基づく届出について
- (2) 経営事項審査申請について



建設業経営事項審査講習会

日時 平成22年3月17日(水)自13時00分至16時20分
会場 静岡県総合研修所もくせい会館
講師 静岡県建設業室 佐野様
出席者 副会長 月見里
委員長 鈴木(幹)
委員 竹内、梅原、前田、増田、塩崎
鈴木(亨)

受講者数 65名

議題・研修議題

- (1) 経審事前審査員経営事項審査研修
- (2) 会場別意見交換



掲 示 板

※下記通知が静岡労働局よりありましたので、御確認ください。

平成22年 3月24日

静岡県行政書士会長 殿

静岡労働局総務部労働保険徴収課長

平成22年度労働保険年度更新業務の協力依頼について

労働保険制度の運営につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も労働保険年度更新の時期が近づいてまいりましたが、労働保険料等申告書の早期収集、適正な保険料等の収納を図るため、適用事業場を対象に別添日程表により、年度更新説明会及び出張受付を実施することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても、労働保険年度更新手続が適正かつ円滑に行われますよう会員各位に周知していただきたくお願いいたします。

おって、貴会各支部長に対しましても、本文書をお送りいたしましたので御承知下さい。

なお、今年度より年度更新期間が6月1日より7月12日に変更しましたのでご留意願います。

平成22年度 労働保険年度更新説明会会場

(一般継続事業)

署別	開催日時	会場	所在地
三島	22年6月11日(金)13時30分	伊東商工会議所	伊東市銀座元町6-11
	22年6月16日(水)13時30分	三島市民文化会館 小ホール	三島市一番町20-5
	22年6月17日(木)13時30分	下田市民文化会館 小ホール	下田市4-1-2
沼津	22年6月14日(月)14時00分	裾野市民文化センター 多目的ホール	裾野市石脇586
富士	22年6月17日(木)13時30分	富士市文化会館(ロゼシアター) 中ホール	富士市蓼原町1750
静岡	22年6月11日(金)13時30分	清水テルサ テルサホール	静岡市清水区島崎町223
	22年6月16日(水)14時00分	静岡市民文化会館 中ホール	静岡市葵区駿府町2-90
島田	22年6月10日(木)14時00分	焼津市文化センター 小ホール	焼津市三ヶ名1550
	22年6月16日(水)14時00分	榛原文化センター 大会議室	牧之原市静波447-1
	22年6月18日(金)14時00分	プラザおおるり ホール	島田市中央町5-1
磐田	22年6月10日(木)14時00分	アミューズ豊田 ゆやホール	磐田市上新屋304
	22年6月18日(金)14時00分	掛川市文化会館 シオーネ 大ホール	掛川市大坂7373
浜松	22年6月 9日(水)14時00分	湖西市市民会館	湖西市古見1046
	22年6月11日(金)14時00分	天竜壬生ホール	浜松市天竜区二俣町二俣20-2
	22年6月14日(月)10時00分	可美公園総合センター	浜松市南区増楽町920-2
	22年6月14日(月)14時00分	可美公園総合センター	浜松市南区増楽町920-2

(建設事業)

署別	開催日時	会場	所在地
三島	22年6月15日(火)13時30分	三島市民文化会館 大会議室	三島市一番町20-5
沼津	22年6月14日(月)10時00分	裾野市民文化センター 多目的ホール	裾野市石脇586
富士	22年6月16日(水)13時30分	富士市文化会館(ロゼシアター) 小ホール	富士市蓼原町1750
静岡	22年6月14日(月)14時00分	グランシップ 会議ホール・風	静岡市駿河区池田79-4
島田	22年6月14日(月)14時00分	プラザおおるり 大会議室	島田市中央町5-1
磐田	22年6月11日(金)14時00分	月見の里学遊館 山梨公民館集会所C	袋井市上山梨32-1
浜松	22年6月10日(木)14時00分	可美公園総合センター	浜松市南区増楽町920-2

平成22年度 労働保険年度更新出張受付会場

署別	開催日時	会場	所在地
三島	22.7.6(火) 10:00~15:00	熱海商工会議所	熱海市渚町8-2
	22.7.7(水) 10:00~15:00	伊東商工会議所	伊東市銀座元町6-11
	22.7.8(木) 10:00~15:00	松崎町商工会	賀茂郡松崎町江奈231-2
	22.7.9(金) 9:00~16:00	下田駐在事務所	下田市西本郷2-5-33
	22.7.12(月) 9:00~16:00		
	22.7.8(木) 9:00~16:00		
	22.7.9(金) 9:00~16:00	三島労働総合庁舎 2階会議室	三島市文教町1-3-112
22.7.12(月) 9:00~16:00			
沼津	22.6.28(月) 10:00~15:00	沼津公共職業安定所 御殿場出張所	御殿場市かまど字水道1111
	22.7.7(水) 10:00~15:00	スルガ銀行 御殿場駅支店	御殿場市新橋2034-2
	22.7.8(木) 9:00~16:00		
	22.7.9(金) 9:00~16:00	沼津合同庁舎 4階 会議室	沼津市市場町9-1
22.7.12(月) 9:00~16:00			
富士	22.6.29(火) 10:00~15:00	富士宮公共職業安定所	富士宮市神田川町14-3
	22.7.5(月) 10:00~15:00	富士公共職業安定所	富士市南町1-4
	22.7.6(火) 10:00~15:00	富士宮信用金庫 神田支店	富士宮市大宮町3-14
	22.7.8(木) 9:00~16:00		
	22.7.9(金) 9:00~16:00	富士労働基準監督署	富士市御幸町13-28
	22.7.12(月) 9:00~16:00		
静岡	22.7.2(金) 10:00~16:00	ツインメッセ静岡 中央棟会議室403	静岡市駿河区曲金3-1-10
	22.7.5(月) 10:00~15:00	しずおか信用金庫 本店	静岡市葵区相生町1-1
	22.7.7(水) 10:00~15:00	蒲原商工会	静岡市清水区蒲原新田2-11-5
	22.7.7(水) 10:00~15:00	しずおか信用金庫 東新田支店	静岡市駿河区東新田3-4-1
	22.7.6(火) 10:00~16:00		
	22.7.8(木) 10:00~16:00	清水テルサ 7階 中会議室A	静岡市清水区島崎町223
	22.7.9(金) 10:00~16:00		
	22.7.8(木) 9:00~16:00		
22.7.9(金) 9:00~16:00	静岡労働基準監督署	静岡市葵区日出町10-7	
22.7.12(月) 9:00~16:00			
島田	22.6.28(月) 10:00~15:00	焼津公共職業安定所	焼津市駅北1-6-22
	22.7.2(金) 10:00~14:30	島田信用金庫 吉田支店	榛原郡吉田町住吉1735-1
	22.7.6(火) 10:00~14:30	島田信用金庫 藤枝支店	藤枝市駅前2-11-9
	22.7.7(水) 10:00~14:30	島田信用金庫 西焼津支店	焼津市柳新屋842
	22.7.8(木) 10:00~14:30	島田信用金庫 榛原支店	牧之原市静波479-2
	22.7.8(木) 9:00~16:00		
	22.7.9(金) 9:00~16:00	島田労働総合庁舎 2階会議室	島田市本通1-4677-4
22.7.12(月) 9:00~16:00			
磐田	22.7.2(金) 10:00~15:00	掛川公共職業安定所	掛川市金城71
	22.7.1(木) 10:00~15:00	大東町商工会	掛川市大坂2882
	22.7.2(金) 10:00~15:00	森町商工会	周智郡森町森20-9
	22.7.5(月) 10:00~14:30	掛川信用金庫 本店	掛川市亀の甲2丁目203
	22.7.6(火) 10:00~14:30	掛川信用金庫 菊川支店	菊川市堀之内94-2
	22.7.7(水) 10:00~14:30	掛川信用金庫 袋井支店	袋井市旭町2丁目4-28
	22.7.8(木) 10:00~14:30	掛川信用金庫 浜岡支店	御前崎市池新田3937-1
	22.7.9(金) 9:00~16:00		
	22.7.12(月) 9:00~16:00	磐田地方合同庁舎 3階会議室	磐田市見付3599-6
浜松	22.6.25(金) 10:00~15:00		
	22.7.2(金) 10:00~15:00	天竜壬生ホール 第2会議室	浜松市天竜区二俣町二俣20-2
	22.6.28(月) 10:00~15:00	北部公民館 第1会議室	浜松市中区葵東1-15-1
	22.6.29(火) 10:00~15:00	なゆた浜北 第3会議室	浜松市浜北区貴布祢3000
	22.6.30(水) 10:00~15:00	湖西市市民会館 第1委員会室	湖西市古見1046
	22.7.1(木) 10:00~15:00	天竜公民館 講座室	浜松市東区栗新町99
	22.7.5(月) 10:00~15:00	奥浜名湖商工会	浜松市北区細江町気賀595-1
	22.7.7(水) 9:00~16:00		
	22.7.8(木) 9:00~16:00	浜松労政会館 第4会議室	浜松市中区東伊場2-7-1
	22.7.9(金) 9:00~16:00	※浜松労働基準監督署の駐車場がたいへん混みますのでこちらの会場をご利用ください。	
22.7.12(月) 9:00~16:00			



既に高齢者枠に括られるこの年になっても、未だに時々学生時代の悪夢にうなされる。

明日試験がある。講義はほとんど出ていない。ノートは全くとっていない。でもこの単位を落とすと卒業が危うい。どうしようと困惑しまくり焦りまくる夢である。(もっとも、最近は何度も同じ状況が出てくるせいか、これは夢だ、夢に違いない、早く目覚めねばと妙に冷めた思いの自分も夢の中にはいるのだが。)目が覚めて、やっぱり夢だったとホットするが、全身汗びっしょり、何とも寝覚めが悪い。若い頃の不勉強に今でも悩まされている。

その昔、やっとの思いで入ったさもない大学だが、これで受験から開放される、これからは真の学問に励もうなどと殊勝にも思った。しかしそれも束の間、入学式の日を訪ねた某サークルの部室に、その後4年間入り浸ることになってしまった。そのつけである。盛年重ねて来たらず。 サユリスト

先日、本屋で『ウミウシ』の写真集を見つけて思わず購入。

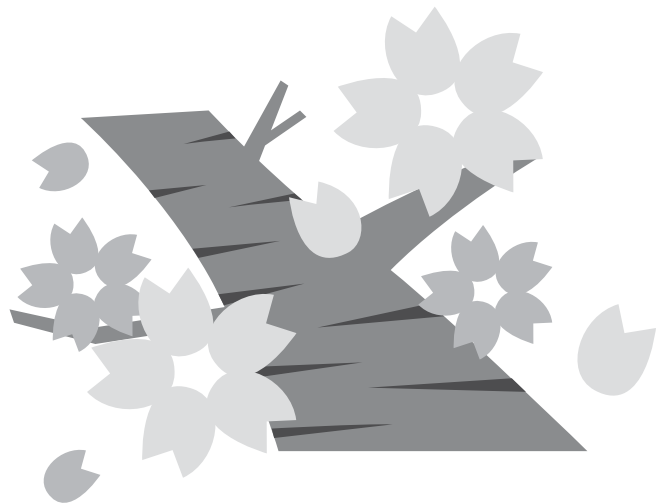
「なんじゃこりゃ!!」というような奇妙なカタチとカラフルな色をしたウミウシのオンパレードで、ページを捲る度に驚きの連続。

最近では、ちょっと気分転換したい時などに、写真集を手には様々なウミウシを眺めて楽しんでいます。

それにしての、この様な目立つ姿をしていれば生存競争には不利なはずなのに、どのような進化の過程を経て現在の姿になったのか?

自然は人知を凌駕する、とつくづく感心。

居残り佐平次



先日、息子の保育園卒園式でした。上の娘の卒園式はなんともなかったのに、今回は卒園証書授与のあたりから涙がポロポロ。謝恩会で「今年は泣けたね～」と保護者同士で話していたら、誰かが一言「…歳ですよ」。確かに、卒園式だけでなく、運動会・生活発表会、しまいには卒園アルバムの打ち合わせ(保護者のみ)ですら涙を流す始末。無事に成長した感動と共に、今回はどこか寂しさと世代交代を感じました。前号でP.Nに“白髪発見!”を付け加えたら、前広報委員長に「委員会で白髪生えちゃった?」とお気遣いいただきましたが(編集室まで読んでいただけて嬉しかったです)、いえいえ、白髪はやっぱり歳のせいです。

訳あり商品

編集後記

あちらこちらで桜の花咲く4月となりました。今月号の表紙の写真も桜がきれいに咲いています。

桜の時期に皆さんはどんな思い出がごありでしょうか。私はこの時期になると学生時代のことを思い出します。当時、33年前上京してしばらくは吉野家とほかほか弁当が夕食でした。牛丼とのり弁当を日替わりで食べていました。

280円の、のり弁当を買って下宿まで帰る間に、弁当をいれたビニール袋から漂うのり弁当の香りに、道路わきの縁石に座り込んで食べてしまいたいとおもうほど、当時ははらべこの学生でした。

この時期、あの頃のことを時々思い出します。

趣味のページ

沼津支部 中里会員撮影



大正池と穂高連峰



梓川から望む穂高連峰

暮らしの困りごと 行政書士に聞いてみよう!

行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。



総務省・日本行政書士会連合会・静岡県・静岡県行政書士会

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。



静岡県行政書士会

発行 静岡県行政書士会 会長 堀内昭次 編集 広報委員長 森 保郎
〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368
印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846